

# 新型コロナウイルス感染症 5月8日(月)から何が変わるの？

新型コロナウイルス感染症は、5月8日(月)から法律上の位置づけが季節性インフルエンザと同様の「5類感染症」へと移行します。お問い合わせは健康づくり課☎483-4646へ。

## 発熱などの症状があるときの 受診方法が変わります

### ■受診などに関する変更点

5月7日(日)までは、「発熱外来」の指定を受けた医療機関を受診することが出来ます。5月8日(月)以降は、対応可能な医療機関の増加に向けた移行期間を経て、より幅広い医療機関で診療体制が整えられていく予定です。ただし、診療科目などによって対応状況は異なります。

また、自己検査で、陽性となった人などを

対象とした県の「陽性者登録センター」は、5月7日(日)をもって廃止となります。

### ■発熱などの症状があるとき

発熱などの症状があるときや、検査キットによる自己検査で結果が陽性の場合、日頃通院している医療機関や近隣の医療機関に事前に電話で相談してください。医療機関を受診する際は、高齢の人や基礎疾患をお持ちの人を守るためにもマスクの着用を。

医療機関をお探しの人は、県ホームページで「外来対応医療機関」を確認するか、電話で健康づくり課へ（平日午前8時30分～午後5時）。

なお、検査や治療にかかる費用は原則自己負担になります（9月末までは、新型コロナ治療薬など一部公費助成が継続予定）。

## 感染者や濃厚接触者の 行動制限はなくなります

5月8日(月)以降、感染者及び濃厚接触者は法律に基づく外出自粛は求められません。

ただし、発症後5日間は感染性のウイルスの排出量が多いため、外出を控えることが国より推奨されています。感染が判明した場合の出勤・出席は、所属する職場・学校にご確認ください。

## 日常における感染対策・備えについて

個人や事業者の判断に委ねることが基本となります。新型コロナウイルスの特性を踏まえ、感染状況などに応じた、次の基本的感染対策が引き続き効果的であるといわれています。①場面に応じたマスクの着用(医療機関・薬局・高齢者施設などに行くとき、混雑した電車やバスへの乗車時など)、②適切な換気、③手洗いなどの手指衛生、④「三つの密」の回避

また、国が承認した検査キットや解熱鎮痛薬を用意し、体調不良時に備えましょう。

# 新型コロナワクチン 接種費用無料

お問い合わせは、午前8時30分～午後5時15分に市コールセンター☎0570-001-098へ。土曜・日曜・祝日も実施。通話有料。



▲市ホームページ

## 12歳以上の人への令和5年春開始接種

### 接種の対象者

前回の接種から3か月以上経過した、①65歳以上の人、②基礎疾患を有する人、その他重症化リスクが高いと医師が認める人(12～64歳)、③医療従事者などまたは高齢者施設・障害者施設などの従事者

### 使用するワクチン

オミクロン株対応2価ワクチン

実施期間 5月8日(月)から8月末まで

### 接種券の送付について

①65歳以上の人、②基礎疾患があるなどの理由で4年5月下旬～9月下旬にかけて4回目接種用接種券の発行申請をした人、③市内の医療機関などの従事者（ただし市からの照会に回答があった人）に対して、4月末から5月上旬にかけて発送。接種の対象者のうち、①接種券の送付対象には該当しない人、②前

回接種後に本市に転入した人、③これまでに届いた接種券を未使用のまま紛失した人、④接種券が届かない人は、市ホームページ掲載の申請書を〒276-0042ゆりのき台2-10健康づくり課へ提出してください。

### 接種場所

■集団接種 ▶会場 市保健センター（ゆりのき台2-10）▶実施日 土曜・日曜日（5月13日(土)より開始）▶使用するワクチン モデルナ社製 ▶時間 午前9時30分～午後0時30分、午後2時～5時。(最終予約枠：午後4時30分～5時) ※土曜日は午後のみ実施

■個別接種 個別接種を実施する医療機関は市ホームページ上の「令和5年春開始コロナワクチン個別接種可能な医療機関一覧」で掲載しています。

### 予約方法（完全予約制）

1.市の予約システムを利用して予約 市コールセンター☎0570-001-098へ電話または、WEB申し込みフォームで予約。予約開始日は5月10日(水)午前8時30分です。

2.個別医療機関で直接予約 新型コロナワクチン実施医療機関の一覧を市ホームページで掲載しています。予約方法が直接予約の医療機関のみの実施になるので、確認の上、予約

してください。

3.郵送で予約する 接種券同封のおまかせ郵送予約申込書を郵送で提出してください。集団接種会場で、接種日時を市が指定し予約します。(指定日時の変更不可)

▶当日の持ち物 ①接種券一体型予診票、②接種済証、③本人確認書類（被保険者証、運転免許証など）

## 5～11歳の人への令和5年春開始接種

5～11歳の人で基礎疾患などがある場合、5月8日(月)から8月末までの期間でさらに1回オミクロン株対応2価ワクチンが追加接種可能です。接種を希望される人は、市ホームページ掲載の申請書を〒276-0042ゆりのき台2-10健康づくり課へ提出してください。

※上記以外の人でも、オミクロン株対応2価ワクチン未接種の人はオミクロン株対応2価ワクチンでの追加接種が8月末まで可能です。

## 令和5年秋開始接種

令和5年春開始接種の対象ではない人に対する追加接種は、5月7日(日)で一度終了します。5年9月以降に初回接種（1・2回目接種）を終了した5歳以上のすべての人を対象に、コロナワクチン接種を再度実施する予定です。詳細が分かり次第、広報やちよや市のホームページでお知らせします。

広告

広告